

# 西島宗二郎先生胸像建立期成会 会則 & 顕彰趣意書 一昭和43年

znakao

## 顯彰趣意書

### 西島宗二郎先生と野村流古典音楽の關係

吾々発起人が西島宗二郎先生の銅像を作り  
広く世人に知って買いたいと望むのは先生の  
次のような美点であります。

一、野村流音楽の実力第一人者であられること、  
先生は工工四上、中、下、捨遣四巻に収められて  
いる何れの節でもいつなんどき所望されてもいささかの  
渋滞もなく弾きこなせる実力を持っておられます。  
野村流愛好者は数多くおられるのでありますがか  
かる実力をもっておられる方は極めて少ないもので  
あります。しかし、吾々は先生の実力が衆に優れ

ていることを顯彰しようと思ふものではありません。  
それよりもっと大事なことは、

二、先生が野村流を熱愛しておられること  
あります。そのことから明らかであります。  
ありませう。

1. 伊差川先生に弟子入りした時の話、先生は若い頃伊差川先生の門下に入られたのであります。が当時伊差川先生の門下生は首里、那覇の金持連中でありました。之等の人は先生が山原人である事を理由に先生の入門を断つたのであります。しかし先生は断わられて

も断わられても入門を願ひ 十二、三回目には、「こんな熱心な青年を断わるようなら君等には音楽を教えなくてもよい」との先生の御声がかかりで入門されたそうであります。

2. 先生が名護の門弟に音楽を教えられたのは戦後の食糧、交通共に最も困難な時代でありました。かかる時代に今帰仁村与那嶺の自宅から名護町まで通って教えられたといふことは並太低の熱意でできるものではないと思ひます。

3. 六十才を越えた老齢であつたにもかかわらずハワイの愛好者諸氏の招きに応ぜられてハワイで音楽指導に当られたのもこの熱意の表はれであります。

4. 沖縄で音楽会が開かれるのは本部主催演奏会を始め各支部主催のそれを合せて年二十回に及ぶと思ひますが通知や招待を受けて参加されないといふことはないであります又、今帰仁村では毎日曜北部古典音楽同好会が開催されていますが、これに欠席されるのは年に二、三度の有様であります。

入門当時に示された熱意が二、三ヶ年続くのは珍しいことはありませんが、上に述べたような熱意が一生続くといふことは全く珍らしいことあります。

先生のかかる熱意が野村流の今日の隆盛を招くに大きな力があつた事は疑ふ余地もなく、これだけの功績に対しても銅像を贈る価

値は充分であると思います。しかしこのことより尚一層我等が先生を尊敬している理由は三、先生が高潔で温い人格者であることであります。このことは先生に御会いした凡ての人が感ずることだと思えますが先生は自分の実力も功績も心にとめてないようであります。吾々は西島先生のこの点が一番尊敬すべき点であると思います。若しも先生が貴族的で弟子共に高い所から教えられるような態度をとられたら音楽を習ふことが現在のようになくはなかつたと思います。

先生が今日から音楽を習い初める青年に対しても、先輩に対するのと同じような言葉遣いや態度で接せられることは敬服のほかはあ

りません。昔から音楽を愛好される人には悪人はいないといわれますが、それは音楽が人心を純化する力があるからでありましょう。吾々には西島先生こそ音楽によって磨き上げられた珠のような人格の持ち主と考へているわけであります。

西島先生の美点、長所はかぞえれば数限りなくありますが、その長所の一端を申し上げた次第であります。

以上

## 西島宗二郎先生銅像建立期成会々則

第一条 本会は西島宗二郎先生銅像建立期成

運営副委員長 三人

会と称し事務所は左記の場所におく

運営委員 各支部より若干名

第二条 本会は西島宗二郎先生の銅像を建立

事務局長 一人

することを目的とする。

書記及会計係 一人

第三条 本会は野村流音楽協会北部支部会員

第六条 役員の任務は次の通りとする

と本会の目的に賛成して下さる凡て

▲ 委員長は本会全体を総理し、運営委員

の人を会員とする。

会の諸長となる。

第四条 本会の目的達成のための費用は本会

▲ 副委員長は委員長を補佐し委員長不在

々員及び有志の寄附による。

の時にはこれに代る。

第五条 本会の目的を達成するために運営委

▲ 運営委員は運営委員会を組織し、目的

員会を設け左の役員をおく。

遂行のための協議をなし、会の事業遂

運営委員長 一人

行の遂進体となる。

▲ 事務局長は委員長の命を受け事務を担当す。

▲ 書記及会計係は事務局長の命により書記及会計の仕事を行ふ。

第七条 役員の選出は左の方法による

委員長……総会において選出

副委員長……全右

運営委員……町村支部の推薦による

事務局長……会長の委嘱による

書記……全右

第八条 本会は本日をもって始まり目的達成の日まで存続する。

第九条 本会々員は目的達成の日まで責任を負ふものとす。

第十条 本会の役員は目的を達成し、会計報告をなすまで責務を負ふ。

## 予 算 書

支出の部

一、銅像製作費	三、五〇〇弗
二、運搬費	五〇〇弗
三、工事費	一、〇〇〇弗
四、土地代	一、〇〇〇弗
計	六、〇〇〇弗

## 事務所

名護市字名護五六一長田医院内

西島宗二郎先生胸像建立期成会会則&顕彰趣意書一昭和43年

<http://p.booklog.jp/book/97851>

著者：野村流音楽協会

著者プロフィール：<http://p.booklog.jp/users/znakao/profile>

感想はこちらのコメントへ

<http://p.booklog.jp/book/97851>

ブックログ本棚へ入れる

<http://booklog.jp/item/3/97851>

電子書籍プラットフォーム：ブックログのパブー (<http://p.booklog.jp/>)

運営会社：株式会社ブックログ